

大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会内規

令和3年2月22日制定
令和3年内規第3号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター細則（令和3年細則第4号）第6条第2項の規定により、大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会（以下「教養教育委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教養教育委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の実施に関すること。
- (2) 学部間連携による専門教育の実施に関すること（他の委員会が所掌するものを除く。）。
- (3) 教育内容及び教育方法の改善実施に関すること。
- (4) 教育の評価事項の実施に関すること。
- (5) その他教養教育に関し必要な事項

(構成)

第3条 教養教育委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) アドミッションセンター長
 - (3) 基盤教育センター長
 - (4) 学生支援センター長
 - (5) 国際教育推進センター長
 - (6) STEAM教育推進センター長
 - (7) 各学部の教員 各2人
 - (8) 第9条に規定するスポーツ科学専門部会の委員 1人
 - (9) 第9条に規定する外国語科目専門部会の委員 1人
 - (10) 第9条に規定する数理データサイエンス専門部会の委員 1人
 - (11) 第9条に規定する初年次教育専門部会の委員 1人
 - (12) 教育マネジメント機構の教員 1人
 - (13) 国際教育推進センターの教員 1人
 - (14) 学生支援部長
 - (15) 学生支援部教育支援課長
 - (16) 学生支援部学生・留学生支援課長
 - (17) 医学・病院事務部学務課長
 - (18) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第7号から第13号まで及び第18号の委員は、機構長が指名する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 教養教育委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、教養教育委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教養教育委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

- 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教養教育委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の教養教育委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

- 第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 教養教育委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第9条 教養教育委員会に、教養教育に係る専門業務を行うため、次の各号に掲げる専門部会を置く。
- (1) 主題科目専門部会
 - (2) スポーツ科学専門部会
 - (3) 外国語科目専門部会
 - (4) 数理データサイエンス専門部会
 - (5) 初年次教育専門部会
- 2 前項各号の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第10条 教養教育委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

- 第11条 この内規に定めるもののほか、教養教育委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第5号から第10号まで及び第15号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則 (令和3年教育マネジメント機構内規第2号)

- 1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第10号及び第12号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年教育マネジメント機構内規第1号)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。